

## 平成25年度 第2回 千葉県環境影響評価委員会 会議録

- 1 日 時  
平成26年1月17日（金） 午後3時45分から午後5時00分まで
  - 2 場 所  
千葉科学大学マリーナキャンパス 3号棟3階 共同ゼミ室3
  - 3 出席者  
委 員：吉門委員長、齋藤副委員長  
石川委員、前田委員、工藤委員、坂本委員、沖津委員、野村委員、葉山委員、  
村上委員、伊藤委員  
事務局：環境生活部 矢沢次長  
環境政策課 工藤副課長、山縣班長、田中副主幹、平田副主幹、吉田副主査、  
高見副主査  
傍聴人：0名
  - 4 事 案  
(1) 千葉県環境影響評価条例施行規則等の改正（風力発電所の追加）について  
(2) その他
  - 5 議事の概要  
(1) 別紙の通り。  
(2) 資料5について事務局から説明した。各委員の意見を取りまとめ情報を整理した上で近日中にパブリックコメントを実施したい。次回の審議は3/13（木）又は14（金）とし答申案を検討する。開催日時は2月中旬を目途に調整する。
- 【資 料】
- 1 法対象事業に係る風力発電事業の規模要件の考え方について（資料1）
  - 2 条例で風力発電事業を環境影響評価の対象にしている他県の事例について（資料2）
  - 3 風力発電事業を条例対象事業に追加する場合の規模要件について（案）（資料3）
  - 4 欠席委員からの意見及び事務局の見解について（資料4）
  - 5 前回委員会後に提出された県アセス条例に関する質問事項について（資料5）

### 参考資料

風力発電施設に係る騒音・低周波音の実態把握調査

## 【別紙】

千葉県環境影響評価条例施行規則等の改正（風力発電所の追加）について

(1) 事務局説明 資料1、2、3、4により説明

(2) 質疑

○（前回委員会の資料4について）現時点で超低周波音が風車から出ている確証はなく、もし出ているとしても閾値より低いので、法に合わせるにしても超低周波音を追加するのはまだ早いのではないかと。他県でも入れているか調べた方がよいと思われる。道路工事等のコンプレッサーは超低周波音が出ているので、他の事業に入るのはよいと思う。

⇒事務局：ボイラー、ヒートポンプも超低周波音の発生源と聞くので、必ずしも風車に特化したものではない。また、項目に追加された場合でも、超低周波音の調査・予測・評価が必要ない理由を説明できれば項目として選定する必要はない。

○資料3、1ページ目の「3区域別の規模要件の設定」に関連して、風力発電についてアセス以外の指導にはどのようなものがあるか。7,500kW未満のものを設置する場合であっても、県或いは市町村で何らかの指導ができる体制があることが大切だと思う。どの程度の指導ができるのか。

⇒事務局：まず、工事を伴うので市町村に特定建設作業の届出等がなされ、また、建設工事に関する騒音規制は市町村の事務になっており指導ができる。県に対しては、事業者が自然公園区域に一定規模以上の工作物を設置する場合に届出（普通地域）又は許可（特別地域）を要する制度となっている。県では、自然公園等における建築物等の建設に係る指導要綱に基づく事前協議において風力発電施設は設置しないようお願いしている状況であり、現段階で法的な位置づけは難しい。しかしアセス条例で規模要件を設定すると、それ以下であれば設置してよいことになりかねない。過去に自然公園区域の普通地域に風力発電施設を設置する計画が事業者から出され、県環境審議会自然環境部会での審議を経て設置しないよう措置命令を出した事例がある。

○風力発電で懸念される問題は、発電施設が剥き出しで空間を占めていることに起因するものが大半であると思う。火力発電とは異なり、風力発電は必ずしも発電出力と環境影響が比例関係にないということを付帯意見として述べておきたい。同じ総出力を得るには大きな風車を少数設置するか、小さな風車を多数設置することになるが、後者の方が開発する面積は大きい。空間規模の立体的な網をかけないことの妥当性を検討したか。

⇒事務局：アセス対象とするならば規模要件を定めなければならず、国の設定根拠を説明したが、どれも絶対的なものではない。従来、条例では法の第2種事業を対象としてきたため、まずは法の第2種事業と同規模に設定させていただこうと考えている。今後、案件が出てきて風力発電の空間への影響についてわかってきた段階で必要があれば検討をしたい。